

令和3年度 第2回
杉並区国民健康保険事業の運営に関する協議会 次第

令和4年2月21日(月)午後7時
杉並区役所 西棟6階 第5・6会議室

1 開 会

2 議 題

諮問事項の審議

令和3年度諮問第2号

令和4年度国民健康保険料率等の改定について

3 その他

4 閉 会

【配布資料】

席次表

委員名簿

諮問文(写)

令和3年度第2回 杉並区国民健康保険事業の運営に関する協議会資料

令和3年度
第2回

杉並区国民健康保険事業
の運営に関する協議会

資 料

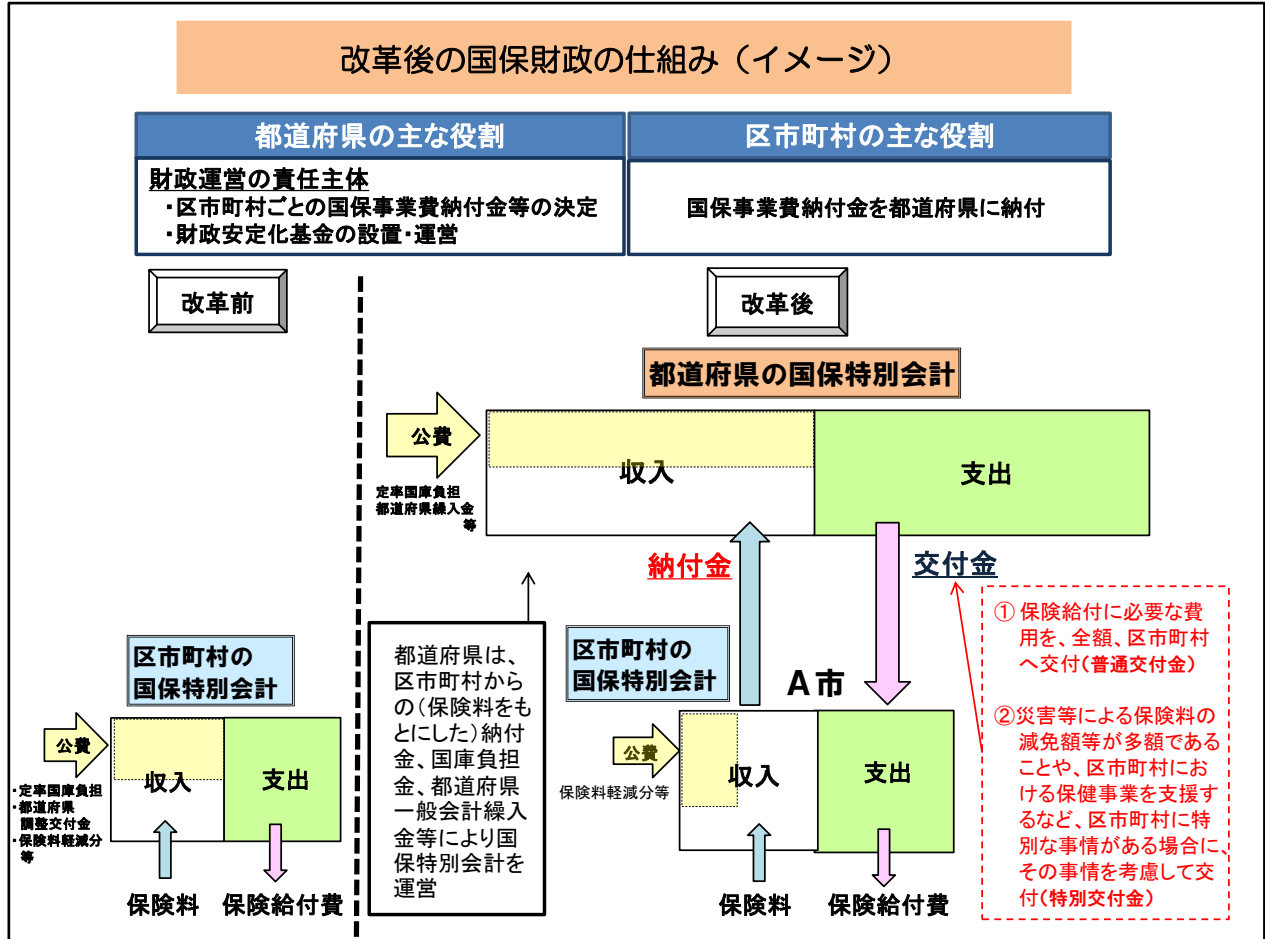
令和4年2月21日

杉並区保健福祉部国保年金課

国民健康保険制度改革（平成30年4月）の概要

国は、将来にわたって国民健康保険制度（以下「国保制度」という。）を維持するため、新たに東京都が財政運営の責任主体となる国保制度改革を平成30年4月に実施しました。

都は、この改革により「国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」という。）及び標準保険料率」を決定・通知することになりました。区は、都が定めた標準保険料率を参考に、保険料率等を定め賦課・徴収するとともに、納付金を都に納付する仕組みに変わりました。



国民健康保険で医療等にかかる保険給付費は、50%が国や都の公費負担、残りの50%が被保険者の保険料で賄うこととされており、これらの収支が均衡していることが重要です。しかしながら、これまで保険料で賄いきれない分は、一般会計からの法定外の繰入※1が行われていました。今般の国保制度改革では、この法定外の繰入を縮減・解消する方向にありますが、急に法定外の繰入がなくなると、急激な保険料の引上げが必要となり、被保険者に大きな影響を与えることとなります。このため、大幅に保険料が増加する保険者に対し、国や都は、6年間の激変緩和措置を講じています。

※1 法定外の繰入 … 被保険者の負担緩和や独自の減免、未収保険料の補填等に充てるための他会計からの繰入。（職員人件費などの法令で定められた繰入以外）

I 令和4年度 杉並区国民健康保険料率等の算定 (条例第14条の4、第14条の12、第15条の4 関係)

1 令和4年度 特別区国民健康保険基準料率等の設定について

特別区は、令和4年1月に国の確定係数に基き都が示した納付金等を参考にして、令和4年度特別区国民健康保険基準保険料率を算定し、2月16日の特別区長会総会において了承されました。

(1) 国保制度改革に伴う特別区の対応方針

将来的な方向性〔都内保険料水準の統一、医療費の適正化、収納率の向上、法定外繰入の解消又は削減〕に沿って段階的に移行すべく23区統一基準で対応する。

ただし、この基準を参考に各区独自に対応することも可。

杉並区は、以下の理由から統一基準による保険料を選択しています。

- 23区の区域では、昭和34年の制度発足以来、同じ所得・世帯構成であれば同じ保険料であることが定着していること。また区民にとって分かりやすく納得ししやすいこと。
- 将来の方向性である都内統一保険料に向けて、これまでまとまっていた枠組みを維持する必要があること。(23区の被保険者数は、都内約7割を占める。)

(2) 令和4年度基準保険料率算定における基本的な考え方

1 法定外繰入の解消又は縮減・特別区の激変緩和措置

制度改革による納付金制度に移行するにあたり、都は、東京都国民健康保険運営方針で、被保険者の保険料上昇を緩和する仕組みとして導入した激変緩和措置の期間を令和5年度(6年間)までとしています。

特別区は賦課総額の基本的な考え方※2として、都が示した納付金(審査支払手数料、高額療養費100%等を含む)に加え、制度上保険料の対象となる経費(葬祭諸費、出産諸費及び保健事業費等を含む)を賦課総額に算入しました。さらに、特別区独自の激変緩和策として、都が示した納付金から、平成30年度は6%を差し引き、以後、6年間の激変緩和措置期間※3を目途にこの割合を原則1%ずつ引き下げ、法定外繰入を段階的に縮減することとしました。したがって、令和3年度は都が示した納付金から3%分を差し引いた額で保険料率等を求める予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の被保険者への影響に鑑み、令和2年度同様に4%を差し引いた額で算定しましたが、独自激変緩和措置期間は原則どおり6年間を維持することとしました。

これによると令和4年度は、納付金の97.3%を賦課総額として算定すべきところですが、新型コロナウイルス感染症の影響と考えられる医療費増に起因する納付金増大分を、被保険者に負担させることは国保制度運営上なじまないと考え、全体として激変緩和率が94%相当になるよう抑制を図ることとしました。

※2 賦課総額の基本的な考え方 参考資料1

※3 激変緩和措置期間 参考資料2

<令和4年度特別区の納付金額 一般分>

単位:千円

特別区	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	計
納付金算定額	212,031,288	62,656,622	29,268,848	303,956,758
激変緩和率	92.3%	97.3%	97.3%	94%相当
激変緩和後額	195,704,879	60,964,893	28,478,589	285,148,361

2 保険料算定基準の考え方

(1) 賦課総額

国保制度上、保険料の賦課対象となる経費として、医療分・後期高齢者支援金分（以下「支援金分」という。）・介護納付金分（以下「介護分」という。）とも、統一基準保険料方式による調整を行います。

○算定項目と賦課総額

（【医療分】＋【支援金分】＋【介護保険分（該当被保険者のみ）】）

【医療分】

$$\text{賦課総額} = \text{納付金 A} + \text{加算・減算項目 B}$$

$$A = \text{医療分納付金} \times 92.3\% \quad (7.7\% \text{ 激変緩和})$$

$$A' = \text{後期支援分} \cdot \text{介護保険分の納付金} \times 97.3\% \quad (2.7\% \text{ 激変緩和})$$

$$B = \begin{array}{l} \text{加算項目：} \bigcirc \text{特定健診諸費} \quad \bigcirc \text{出産諸費} \quad \bigcirc \text{葬祭諸費} \quad \bigcirc \text{保健事業} \\ \quad \quad \quad \bigcirc \text{国庫等返還分の精算} \quad \bigcirc \text{その他条例減免等} \\ \text{減算項目：} \bigcirc \text{国特別調整交付金、都繰入分、法定外繰入(地単波及増分)} \\ \quad \quad \quad \text{保険者支援制度(医療分)} \\ \quad \quad \quad \bigcirc \text{保険者努力支援制度} \end{array}$$

(2) 賦課割合

平成 30 年度の制度改革により、全国での賦課割合を所得割 50：均等割 50 としたうえで、各都道府県の所得水準を反映した賦課割合を原則とすることとされました。その結果、令和 4 年度における都全体の賦課割合は 57：43 となり、特別区の賦課割合は 58：42 となりました。こうしたことから、令和 4 年度医療分・支援金分については、原則どおり所得割 58：均等割 42（令和 2・3 年度と同割合）とします。

杉並区の介護分の賦課割合についても、特別区統一基準どおり 58：42 とします。均等割額について特別区の統一基準が 16,600 円（前年度比 400 円減、97.6%）に抑えたことを受け、これに対応する賦課割合となるように所得割保険料率を算定します。

3 保険料の賦課限度額

(1) 賦課限度額

医療分の賦課限度額は 65 万円（前年度比 2 万円増）、支援金分は 20 万円（前年度比 1 万円増）、介護分は 17 万円（前年度と同額）です。

4 令和4年度の杉並区保険料率

国の制度改革及び令和4年度特別区国民健康保険料算定の考え方を踏まえて、区の令和4年度保険料率等を算定した結果、以下のとおりとなりました。

医療分

- 賦課割合 所得割：均等割 = 61：39（前年度59：41）
- 賦課限度額 65万円（前年度 63万円 2万円増）
- 均等割額 42,100円（前年度 38,800円 3,300円増）
- 所得割料率 7.16%（前年度 7.13% 0.03ポイントの増）

支援金分

- 賦課割合 所得割：均等割 = 61：39（前年度59：41）
- 賦課限度額 20万円（前年度 19万円 1万円増）
- 均等割額 13,200円（前年度と同じ）
- 所得割料率 2.28%（前年度 2.41% 0.13ポイントの減）

介護分

- 賦課割合 所得割：均等割 = 58：42（前年度57：43）
- 賦課限度額 17万円（前年度と同じ）
- 均等割額 16,600円（前年度 17,000円 400円減）
-
- 所得割料率 ※各区で設定 杉並区 2.20%（前年度と同じ）

5 保険料率等の算定にかかる参考資料

- 特別区国保における保険料率等の推移
参考資料3
- 令和4年度 保険料賦課の内容と賦課計算の概要
参考資料4
- 杉並区国民健康保険被保険者数の推移
参考資料5

II 未就学児の被保険者均等割額の減額

保険料の減額に係る条項の追加（条例第18の3関係）

令和3年9月の国民健康保険法の改正に伴い、令和4年度から未就学児の均等割保険料の軽減措置を次のとおり実施するため、条例第19条の後に、条例第19条の2を新たに加える。

1 軽減の内容

子育て世帯の経済的負担軽減のため、納付義務世帯に未就学児（6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の者）がいる場合に、当該未就学児に係る当該年度の均等割保険料額を1/2に減額する。

なお、当該未就学児の均等割保険料額が、条例第18条の2の規定により減額されている場合は、減額後の額を更に1/2に減額する。

2 実施による影響規模（令和4年度予算算定時の見込）

(1) 国保加入未就学児数 2,275人

(2) 減免見込額 約4,911万円

①条例減免（7・5・2割軽減）対象外世帯の児童数 1,298人 約3,589万円

②条例減免（7・5・2割軽減）対象世帯の児童数 977人 約1,322万円

3 実施に係る財政負担

全額公費とし、次の割合で負担する。

国 1/2、都道府県 1/4、区市町村 1/4

III 結核・精神医療給付金の支給に係る被保険者区分の変更

年齢による区分（条例第11関係）

「民法の一部を改正する法律」（平成30年法律第59号）により、成人年齢が20歳から18歳に変更になったことによる改正。

改正内容は次表のとおり。

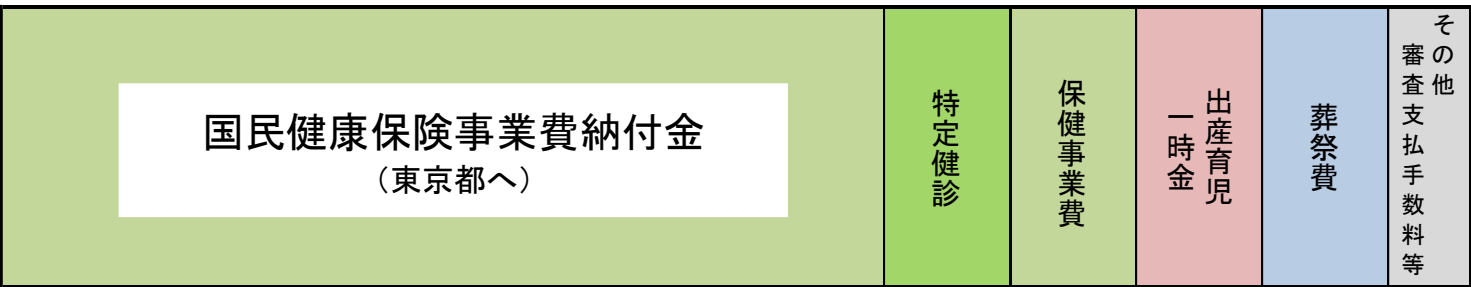
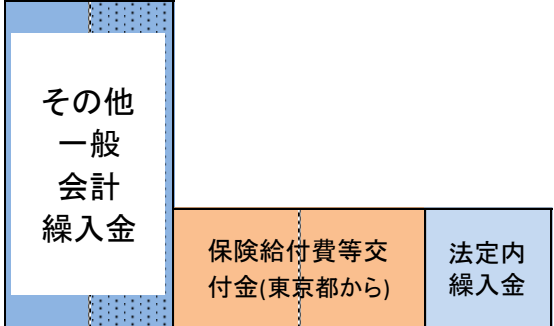
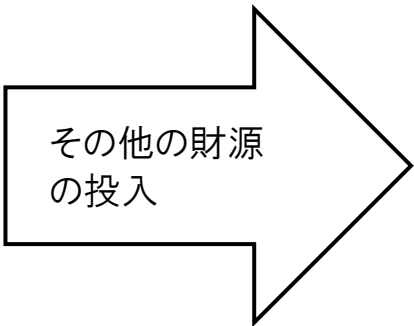
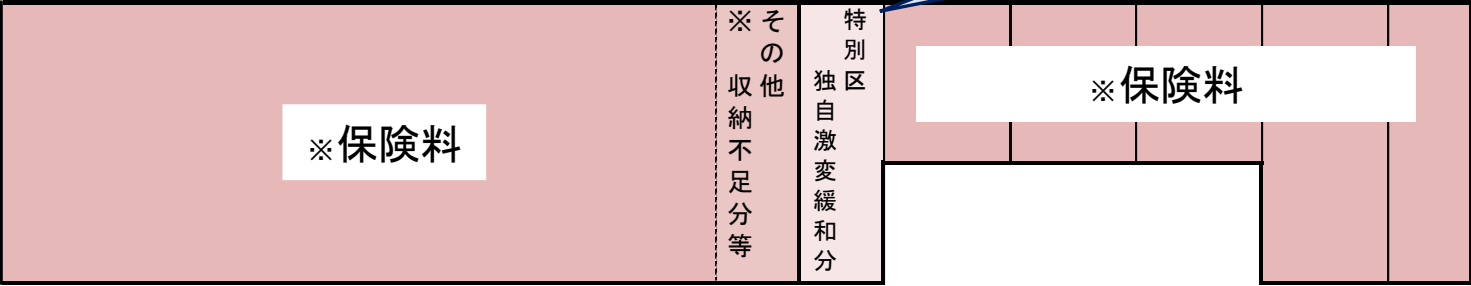
（条例第11条各号）

改正後	改正前
(1) 18歳以上の被保険者 当該被保険者	(1) 20歳以上の被保険者 当該被保険者
(2) 18歳未満の被保険者 当該被保険者の属する世帯の世帯主	(2) 20歳未満の被保険者 当該被保険者の属する世帯の世帯主

賦課総額の基本的な考え方（令和4年度 イメージ図）

※ 賦課総額算定部分

令和4年度国民健康保険事業費納付金の6%相当分

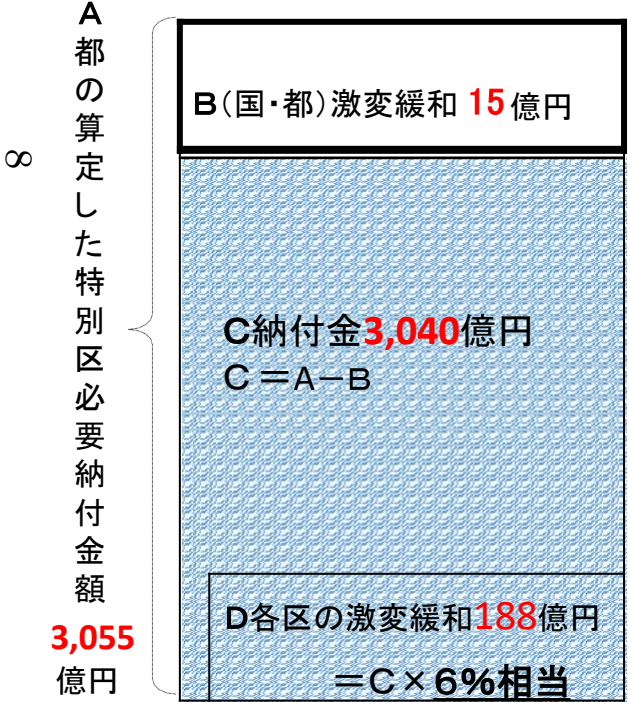


7

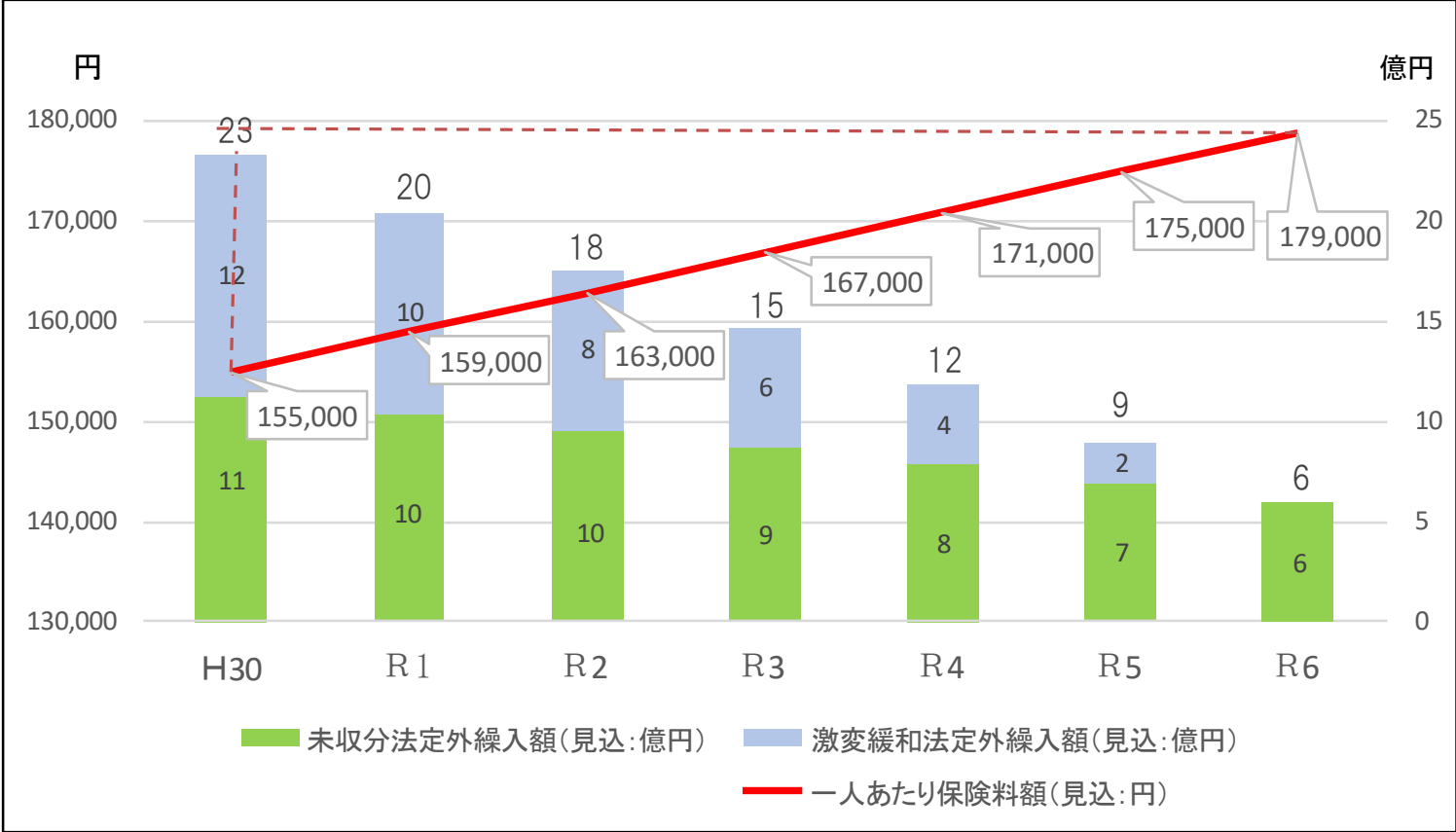
激変緩和措置期間

・令和4年度に23区が東京都に支払う納付金に対し、国と都の激変緩和として、合わせて約**15億円**が投入される。
 ・保険料率の設定と、法定外繰入（特別区激変緩和分+未収分）は密接に関連する。このため、医療費増分（激変緩和分含む）は、段階的に保険料率等を上げていくことで、法定外繰入を縮減するとともに、収納率が100%に満たない未収分の法定外繰入は、引き続き収納率向上の取組みを強化し、縮減していく必要がある。

＜令和4年度特別区に対する激変緩和＞



＜激変緩和と法定外繰入縮減イメージ図＞




特別区国保における保険料率等の推移

区分		令和4年度 (案)	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
医療分・ 支援金分	賦課割合 (所得割:均等割)	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42
	所得割率※	9.44%	9.54%	9.43%	9.49%	9.54%
	医療分	7.16%	7.13%	7.14%	7.25%	7.32%
	支援金分	2.28%	2.41%	2.29%	2.24%	2.22%
	均等割額	55,300円	52,000円	52,800円	52,200円	51,000円
	医療分	42,100円	38,800円	39,900円	39,900円	39,000円
	支援金分	13,200円	13,200円	12,900円	12,300円	12,000円
	賦課限度額	85万円	82万円	82万円	80万円	77万円
	医療分	65万円	63万円	63万円	61万円	58万円
	支援金分	20万円	19万円	19万円	19万円	19万円
1人当たりの保険料 (減額措置適用後)	131,813円	124,989円	126,202円	125,174円	121,988円	
医療分	100,322円	93,389円	95,473円	95,640円	93,287円	
支援金分	31,491円	31,600円	30,729円	29,534円	28,701円	
介護分	賦課割合 (所得割:均等割)	58:42	58:42	57:43	54:46	53:47
	所得割率※	2.20% (杉並区)	2.20% (杉並区)	2.09% (杉並区)	1.78% (杉並区)	1.78% (杉並区)
	均等割額	16,600円	17,000円	15,600円	15,600円	15,600円
	賦課限度額	17万円	17万円	17万円	16万円	16万円
1人当たりの保険料 (減額措置適用後)	39,567円	40,879円	35,950円	33,550円	32,885円	
合計	所得割率※	11.64%	11.74%	11.52%	11.27%	11.32%
	均等割額	71,900円	69,000円	68,400円	67,800円	66,600円
	賦課限度額	102万円	99万円	99万円	96万円	93万円
	1人当たりの保険料 (減額措置適用後)	171,380円	165,868円	162,152円	158,724円	154,873円

※ 所得割率は、「旧ただし書き所得」に対する料率である。

令和4年度 保険料賦課の内容と賦課計算の概要

保険料は、年齢に応じて以下の計算式で加入者ごとに（計算式の組合せによって）計算し世帯ごとに決定されます。




【介護保険対象外】

A 医療分 + **B 支援金分**

(医療賦課額) (後期高齢者支援金等賦課額)

40歳未満の方の国民健康保険料




【介護保険第2号被保険者に該当】

A 医療分 + **B 支援金分** + **C 介護分**

(介護納付金賦課額)

40歳～64歳の方の国民健康保険料



【介護保険第1号被保険者に該当】

A 医療分 + **B 支援金分** + **介護保険料**

(介護保険課から通知)

65歳以上の方の国民健康保険料

A 医療分

$$\text{国保加入者ごとの保険料} = [\text{①所得割額} + \text{②均等割額}] \times \frac{\text{加入月数}}{12 \text{ か月}}$$

①所得割額 国保加入者の所得に応じてかかる	=	国保加入者の 賦課標準額 (注1)	×	所得割料率 7.16% 【R3年度は7.13%】
--------------------------	---	----------------------	---	-----------------------------

(注1) 賦課標準額 = 「旧ただし書き所得」 = 「前年の総所得金額等」 - 「基礎控除額 (43万円)」

②均等割額 所得、年齢に関係なく、 国保加入者全員にかかる	=	一人 年間 42,100 円 (未就学児は半額) 【R3年度は38,800円】
-------------------------------------	---	-----------------------------------------------

国保加入者ごとの医療分保険料を合計 → 世帯の医療分保険料・・・(A)

* 世帯の賦課限度額は 65 万円 【R3年度は63万円】

B 支援金分

$$\text{国保加入者ごとの保険料} = [\text{①所得割額} + \text{②均等割額}] \times \frac{\text{加入月数}}{12 \text{ か月}}$$

①所得割額 国保加入者の所得に応じてかかる	=	国保加入者の 賦課標準額	×	所得割料率 2.28% 【R3年度は2.41%】
--------------------------	---	-----------------	---	-----------------------------

②均等割額 所得、年齢に関係なく、 国保加入者全員にかかる	=	一人 年間 13,200 円 〈未就学児は半額〉 【R3年度も同額】
-------------------------------------	---	------------------------------------------

国保加入者ごとの支援金分保険料を合計 → 世帯の支援金分保険料・・・(B)

* 世帯の賦課限度額は 20 万円【R2年度は 19 万円】

C 介護分 (40 歳から 64 歳の方の介護保険料 介護保険第 2 号被保険者)

$$\text{国保加入者ごとの保険料} = [\text{①所得割額} + \text{②均等割額}] \times \frac{\text{加入月数}}{12 \text{ か月}}$$

①所得割額 国保加入者のうち介護保険第 2 号 被保険者の所得に応じてかかる	=	国保加入者のうち介護保険 第 2 号被保険者の賦課標準額	×	所得割料率 2.20% 【R3年度も同じ】
----------------------------------------------	---	---------------------------------	---	--------------------------

②均等割額 所得に関係なく、国保加入者のうち 介護保険第 2 号被保険者全員にかかる	=	一人 年間 16,600 円 【R3年度は 17,000 円】
--------------------------------------------------	---	------------------------------------

国保加入者ごとの介護分保険料を合計 → 世帯の介護分保険料・・・(C)

* 世帯の賦課限度額は 17 万円【R3年度も同額】

世帯の医療分 保険料 (A)	+	世帯の支援金分 保険料 (B)	+	世帯の介護分 保険料 (C)	=	世帯の年間保険料
-------------------	---	--------------------	---	-------------------	---	----------

杉並区国民健康保険被保険者数の推移

区 人 口			被 保 険 者 数 等					国保加入率	
年 月 日	世 帯 数	人 員	加 入	被 保 険 者	一 般	退 職	老人保健	世 帯	人 員
			世 帯 数	総 数	被 保 険 者	被 保 険 者 等	医 療 対 象 者		
	世 帯	人	世 帯	人	人	人	人		
S35. 4. 1	131,876	471,777	35,723	99,596	99,596	-	-	27.09%	21.11%
S40. 4. 1	197,419	519,824	42,244	107,660	107,660	-	-	21.40%	20.71%
S45. 4. 1	205,911	520,357	55,321	128,750	128,750	-	-	26.87%	24.74%
S50. 4. 1	223,804	531,374	67,656	152,251	152,251	-	-	30.23%	28.65%
S55. 4. 1	225,140	518,962	75,271	158,300	158,300	-	-	33.43%	30.50%
S60. 4. 1	235,275	519,145	82,162	158,302	126,352	9,298	22,652	34.92%	30.49%
H2. 4. 1	248,600	521,570	92,173	161,711	121,217	11,968	28,526	37.08%	31.00%
H7. 4. 1	257,428	512,328	100,855	166,764	118,945	12,299	35,520	39.18%	32.55%
H12. 4. 1	270,999	513,180	118,657	186,334	125,728	14,139	46,467	43.79%	36.31%
H17. 4. 1	287,106	524,819	131,718	202,240	134,373	20,886	46,981	45.88%	38.54%
H18. 4. 1	290,882	528,417	132,110	201,567	133,817	22,609	45,141	45.42%	38.15%
H19. 4. 1	294,893	531,675	132,277	200,430	133,081	24,211	43,138	44.86%	37.70%
H20. 4. 1	299,467	536,657	106,527	155,690	151,145	4,545	-	35.57%	29.01%
H21. 4. 1	302,408	539,584	106,424	155,455	151,081	4,374	-	35.19%	28.81%
H22. 4. 1	302,099	539,211	106,061	154,559	150,206	4,353	-	35.11%	28.66%
H23. 4. 1	301,277	538,703	105,737	153,894	149,171	4,723	-	35.10%	28.57%
H24. 4. 1	301,873	539,482	104,620	151,940	147,560	4,380	-	34.66%	28.16%
H25. 4. 1	300,905	541,253	103,761	149,907	145,888	4,019	-	34.48%	27.70%
H26. 4. 1	303,516	545,210	102,899	147,429	144,049	3,380	-	33.90%	27.04%
H27. 4. 1	307,131	549,998	102,093	145,033	142,045	2,988	-	33.24%	26.37%
H28. 4. 1	311,632	555,897	100,516	140,902	138,765	2,137	-	32.25%	25.35%
H29. 4. 1	316,152	562,065	97,411	134,604	133,397	1,207	-	30.81%	23.95%
H30. 4. 1	319,995	566,551	94,685	128,936	128,422	514	-	29.59%	22.76%
H31. 4. 1	324,066	571,512	92,803	124,909	124,805	104	-	28.64%	21.86%
R2. 4. 1	327,480	576,093	90,309	120,679	120,679	0	-	27.58%	20.95%
R3. 4. 1	326,249	573,375	88,456	117,535	117,535	0	-	27.11%	20.50%

注 区人口は外国人住民を含む